

石川県災害時受援計画

令和元年 5 月

石 川 県

目次

第1章 総則	1
1 計画の目的	1
2 計画の位置付け	1
3 基本方針	1
4 受援調整組織	2
5 タイムラインに応じた目標行動	4
第2章 各防災関係機関の役割	8
1 初動体制の確立	8
2 被害情報等の取扱い	8
3 緊急輸送のための交通の確保	9
4 救助・救急、消火活動等	11
5 医療活動	12
6 物資の調達	15
7 燃料供給	18
8 ライフラインの復旧	19
9 被災者支援	20
10 帰宅困難者等への対策	21
11 保健衛生等に関する活動、災害廃棄物の処理	22
12 社会秩序の確保・安定等	22
13 二次災害の防止活動	24
14 防災関係機関間の応援体制の確保	24
15 内外からの応援の受入れ	25
第3章 広域応援の要請先及び手順	27
1 主な応援の枠組みと受援調整組織の調整範囲	27
2 他の都道府県に対する応援要請	28
3 国・防災関係機関への応援要請	29
4 ボランティアの受け入れ・支援体制	29
5 高速道路の無料措置	30
6 経費負担	30
第4章 人的支援の受入れ	31
1 基本的な考え方	31
2 受援対象業務	31
3 応援必要人数等の把握	32
4 受援状況の管理・把握	32
5 会議の開催・運営等	32
6 便宜供与	32

第5章 応援部隊の活動拠点	34
1 活動拠点の開設	34
2 応援部隊等との連絡調整	34
第6章 物的支援の受入れ	36
1 基本的な考え方	36
2 物的支援の要請	36
3 物資の管理	36
4 物的ニーズの把握・取りまとめ	37
5 輸送手段の確保	37
6 輸送経路の確保	37
7 緊急通行車両確認証明及び標章	37
8 自動車燃料の確保	37
9 物資の輸送等に関する協定	37
第7章 広域物資輸送拠点	39
1 広域物資輸送拠点の役割	39
2 広域物資輸送拠点の開設・運営	39
3 民間物流施設の活用	40
第8章 広域応援協力体制（応援計画）	41
1 災害救援対策本部等の設置	41
2 応援部隊の編成	41
3 国の応援要請に対する協力	41
第9章 被災市区町村応援職員確保システム	42
1 基本的な事項	42
2 被災市区町村応援職員確保調整本部の設置	43
3 被災市区町村応援職員確保現地調整会議の設置	43
4 総括支援チームの派遣	43
5 応援職員の派遣に関する留意事項	43
第10章 平時の取り組み	44
1 訓練等の実施	44
2 市町における受援計画の策定支援	44
3 自助・共助の促進	44

第1章 総則

1 計画の目的

本計画は、県内において大規模な災害が発生し、県内の体制のみでは十分な応急対応ができない場合に、速やかに県外からの広域的な支援を要請し、円滑に受け入れるために必要となる体制等を定めておくことにより、迅速かつ効果的な被災者支援を実施することを目的とする。

2 計画の位置付け

本計画は、石川県地域防災計画における「受援体制の確立」を具体化する計画として位置付ける。

3 基本方針

(1) 県内で震度5強以上の地震が発生したときなど、災害対策本部体制となった場合には、本計画に基づく対応を即時に開始する。

(2) 本計画は、次の図の「初動期・応急期・復旧期（初期）」における受援・応援を対象範囲とする。

初動期・応急期・復旧期（初期）	災害対策基本法に基づく応援 災害応急対策を実施するために必要な業務を実施する。 応援期間は短期間であり、応援職員は身分の異動を伴わない。 なお、応援を求められた地方公共団体は、正当な理由がない限り、応援を拒んではならない。 【根拠】 災害対策基本法に基づく市町村長等の間(67条)、市町村長等と都道府県知事等の間(68条)、都道府県知事等の間(74条)の応援	【想定業務】 避難所運営支援 物資集積拠点支援 住家被害認定調査 など
	相互応援協定に基づく応援 地方公共団体間での災害時相互応援協定等に基づく派遣。 応援期間は基本的に短期間であり、応援職員は身分の異動を伴わない。 【根拠】 各地方公共団体が締結している災害時相互応援協定等	【想定業務】 協定に規定されている業務
復旧期（中期以降）・復興期	地方自治法に基づく派遣 地方公共団体の長が、当該地方公共団体の事務の処理のため特別の必要があると認めるときに、他の普通地方公共団体の長に対し職員の派遣を求めることができるもの。 復旧・復興事業の実施のための中・長期派遣として熊本地震においても実施された。 派遣期間は原則として長期にわたり、派遣職員の身分の異動を伴う（派遣先の身分と併任）。 【根拠】 地方自治法第252条の17第1項	【想定業務】 災害査定等の社会 基盤施設復旧業務 （道路等の災害復旧） など

「地方公共団体のための災害時受援体制に関するガイドライン」（H29.3内閣府（防災担当））から抜粋

(3)本計画は、県や市町の行政機能の維持や避難者に物資を速やかに届けるための人的・物的支援を対象とする。

(4)本計画は、市町も含めた県全体としての人的・物的支援を総合的に調整するものとし、特に、災害の初動期においては、県以上に業務が逼迫する市町への支援を重視する。

(5)本計画は、国や自治体等、他機関の活動計画に基づく応援を妨げるものではない。計画の運用に当たっては、国の機関や他の応援機関との連携を密にし、相互の機能が最大限発揮されるよう努めるとともに、災害発生の状況に応じ、柔軟かつ適切に対応する。

(6)本計画は、訓練を通じた検証や関係機関の体制の変更等に応じて適宜見直すものとする。

4 受援調整組織

人的支援及び物的支援の受入れに関するニーズ把握・取りまとめや総合調整について、県災害対策本部長が必要と認める場合は、災害対策本部連絡員室（室長：危機対策課長）に、県外等からの広域的な応援職員及び緊急支援物資の受入れを統括、調整するチームをそれぞれ設置する。

(1)人的支援受入れチーム

災害対策本部に、他の都道府県等から派遣される応援職員等の受援を行うため、部局横断的な組織として「人的支援受入れチーム」を設置する。

人的支援受入れチームは、現地災害対策本部が設置された場合、必要に応じて現地災害対策本部内にチームメンバーを派遣し、被災市町との調整を行う。

また、被害状況に応じて市町災害対策本部にチームメンバーを現地情報連絡員（リエゾン）として派遣し、市町からの情報収集、県からの情報伝達、市町からの応援要請の相互調整等を行う。

なお、職員を派遣する場合は、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努めるものとし、災害現場で衣・食・住等を自己完結できる装備を携帯させる。

構成員	<ul style="list-style-type: none">・ 人事課職員（県職員の派遣調整）・ 市町支援課職員（国（総務省）、市町との調整）・ 管財課職員（公用車の使用・管理）・ 危機対策課職員（国（内閣府等）、他都道府県との調整）・ 交通政策課職員（鉄道・バス等の緊急輸送手段の確保）・ 各部局災害対策本部連絡員（応援職員の調整）・ その他必要に応じて関係課の職員を加える
役割	<ul style="list-style-type: none">・ 被災市町からの応援要請など受援状況に関する情報収集・ 被災市町への現地情報連絡員（リエゾン）の派遣・ 国、他都道府県等への応援要請及び受入調整・ 応援部隊活動拠点の開設、運営・ 県職員の派遣調整・ 受援に関する全体調整及び災害対策本部等への報告・ 民間協定締結先への応援要請及び受入調整・ 応援職員の宿泊先の調整 等

(2) 物的支援受入れチーム

災害対策本部に、支援物資の対応を一元的に処理するため、部局横断的な組織として「物的支援受入れチーム」を設置する。

また、必要に応じて、広域物資輸送拠点の選定や物資受入れ調整に係る助言等の協力を得るため、協定等に基づき、県倉庫協会、県トラック協会に物流専門家等の派遣を要請する。

構 成 員	<ul style="list-style-type: none">・管財課職員（物資集積輸送拠点の調整）・危機対策課職員（民間物流事業者との調整、備蓄物資管理）・厚生政策課職員（義援物資の把握・調達・管理）・生活安全課職員（生活必需品の調達）・産業政策課職員（救助用物資等の調達）・農林水産部企画調整室職員（食料の調達）・出納室職員（物資輸送の協力）・県倉庫協会、県トラック協会・その他必要に応じて関係課の職員を加える
役 割	<ul style="list-style-type: none">・広域物資輸送拠点の開設、運営・被災市町における物的ニーズの把握・支援物資の調達・提供・輸送等に係る連絡調整（国、他都道府県、市町、民間等）・物資調達・輸送調整等支援システムの運用・輸送経路の状況把握・車両の手配、配送 等

5 タイムラインに応じた目標行動

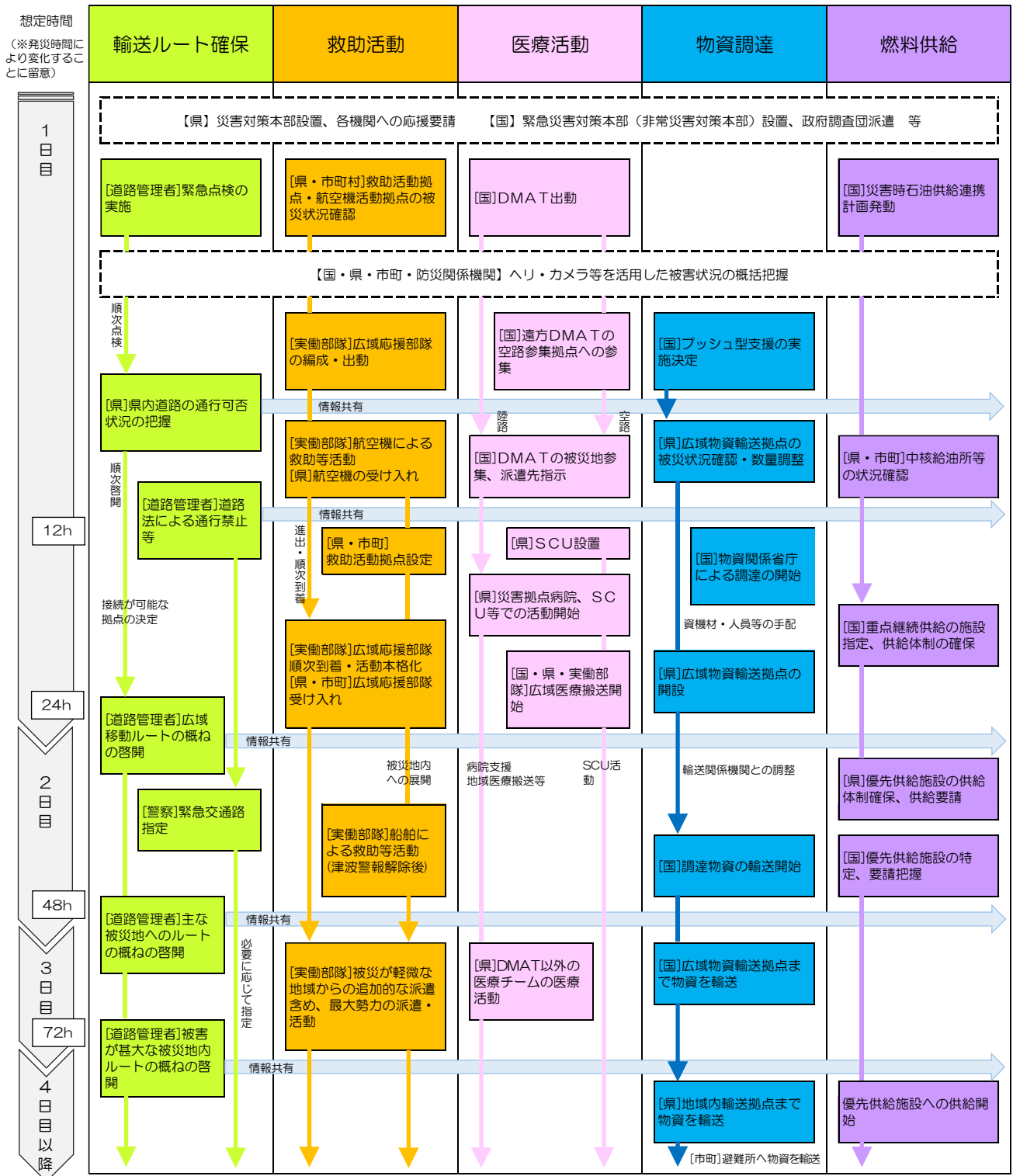
(1)大規模災害が発生した際の災害応急対策の目安として「発災からの経過時間に応じた時系列の活動目標（タイムライン）」（5頁）を定める。

また、「大規模地震・津波災害応急対策対処方針（H29.12 中央防災会議）」では、「大規模地震発生時の災害応急対策タイムライン」（6～7頁）を定めている。

これらのタイムラインを目安に、防災関係機関は相互に連携して、迅速な行動を行う。

(2)タイムラインに定めた内容は、国及び地方公共団体の複数の防災関係機関が応急対策活動を統合的かつ調和的に行うための目安である。このタイムラインでは、人命救助のために重要な発災後72時間に加え、被災者の生活支援、インフラ等の復旧までの概ね大規模地震発生後1か月間に行う応急対策活動に重点を置いて記載している。実際には大規模災害の発生時間や、被災状況、各防災関係機関の実情に応じて相違があることに留意が必要である。

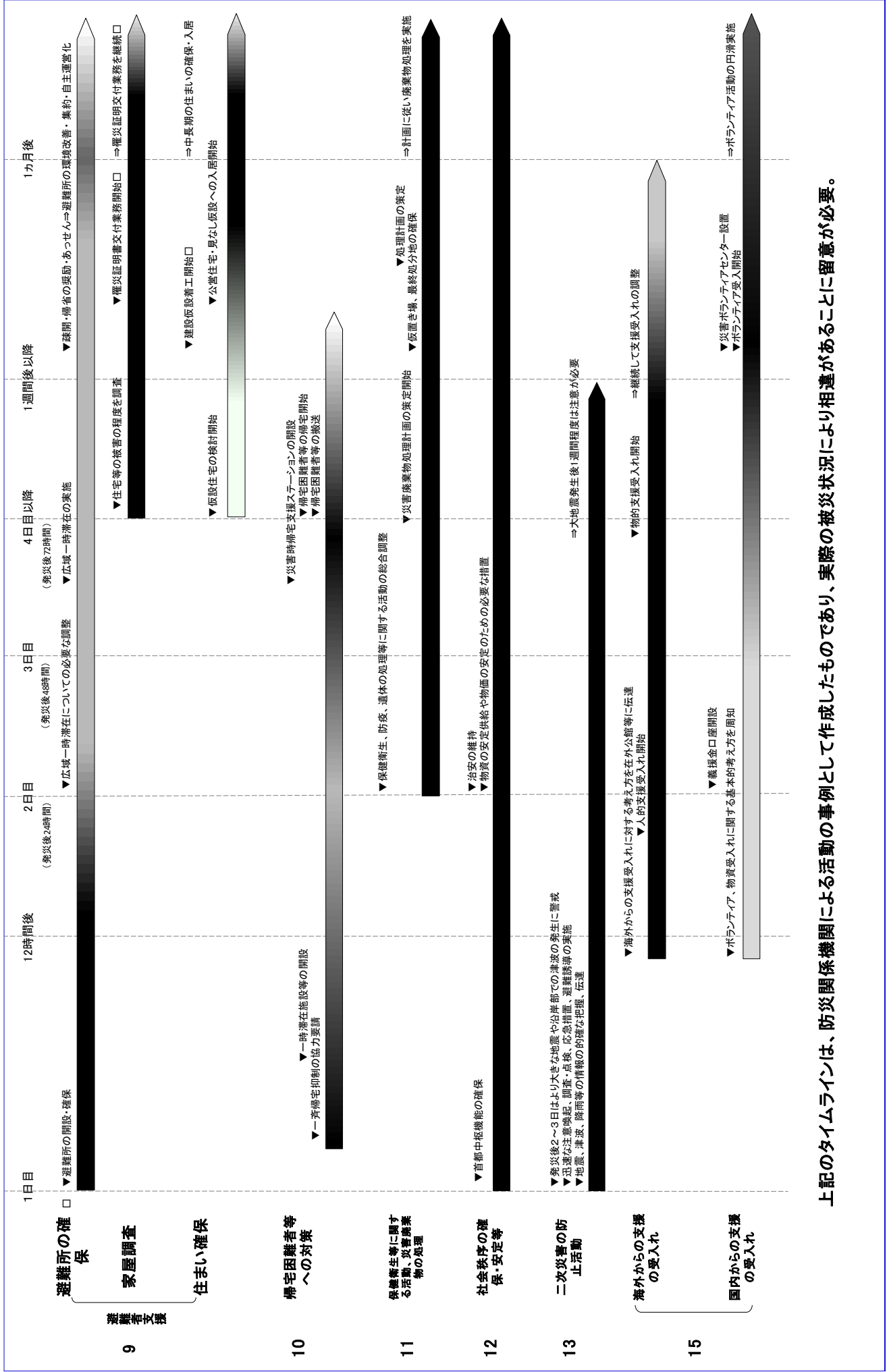
＜発災からの経過時間に応じた時系列の活動目標（タイムライン）＞



※上記のタイムラインは、防災関係機関による活動の事例として作成したものであり、実際の被害状況により相違があることに留意が必要。

大規模地震発生時の災害応急対策タイムライン(表1)

対応方針	1日目	12時間後	2日目 (発災後24時間)	3日目 (発災後48時間)	4日目以降 (発災後72時間)	1週間後以降	1か月後
1 初動体制の確立	<ul style="list-style-type: none"> ● 官邸対策室設置 ● 緊急参集チーム協議 ● 緊急災害対策本部設置 ● 政府調査団派遣 	<ul style="list-style-type: none"> ● 現地対策本部設置 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 関係省庁、地方公共団体、マスコミ等からの情報収集 ▼ ヘリ等による被害状況の概況把握 ▼ 情報収集連絡体制の確立 ▼ 緊急輸送ルート等の情報収集 ▼ 被災都道府県からの各種要請収集 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 概ね一日で被害の全体像の把握 ▼ 情報空白域、孤立地域の把握、解消の必要な措置を講ずる ▼ 避難者数の把握 ▼ 帰宅困難者数の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 緊対本部会議等を通じて適宜情報共有 		
2 被害情報等の取扱い							
3 緊急輸送のための交通の確保			<ul style="list-style-type: none"> ▼ 道路管理者による通行禁止等 ▼ 災害対策基本法76条の6の区間指定 ▼ 順次啓開実施 	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 広域移動ルートの概ねの啓開 ▼ 緊急交通路指定 	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 被害が甚大な被災地内ルートの概ねの啓開 ⇒ 以降、被災地全域へのルートを早期に啓開 		
4 救助・救急消火等		<ul style="list-style-type: none"> ▼ 被災地内部隊最大動員 ▼ 広域応援部隊の先遣隊派遣 ▼ 広域応援部隊の編成・出動 ▼ 航空機による救助等活动 	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 救助活動拠点設定 ▼ 広域応援部隊の編成・出動 ▼ 航空機による救助等活动 	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 船による救助等活动 ▼ 最大勢力の派遣・活動 			
5 医療活動		<ul style="list-style-type: none"> ▼ 遠方DMATの空路参集拠点への参集 ▼ SCU設置 ▼ 広域医療搬送開始⇒必要に応じて継続 ▼ DMATの被災地参集、SCU等への派遣先都道府県指示 ▼ 活動開始 	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 広域医療搬送開始⇒必要に応じて継続 ▼ JMAT・日本赤十字社等の医療活動 		<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 被災地内の医療機能の確保・回復 		
6 物資の調達		<ul style="list-style-type: none"> ▼ フランジュ型支援実施決定 ▼ 数量調整、広域物資輸送拠点の受入れ体制の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 物資関係省庁による調達の開始 ▼ 業界との調整、必要量の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 調達物資の輸送開始 ▼ 輸送手段の確保 ▼ 広域物資輸送拠点開設 	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 広域物資輸送拠点まで物資を輸送 ▼ 市町村、避難所まで物資を輸送 	<ul style="list-style-type: none"> ▼ フル型支援への切替え 	
7 燃料供給		<ul style="list-style-type: none"> ▼ 系列BOP・連携計画による安定供給体制構築 ▼ 製油所・油槽所、中核給油所の稼働状況確認 	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 重点継続供給の施設指定、供給体制の確保 ▼ 燃料輸送、供給体制の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 優先供給施設の特定・要請把握 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 重点継続供給と優先供給を含む供給対応を継続 ▼ 優先供給施設への供給開始 		
8 ライフラインの復旧			<ul style="list-style-type: none"> ▼ 復旧計画の作成 	<ul style="list-style-type: none"> ⇒ 復旧計画に従い順次復旧 ▼ 必要に応じて、全国から人員、機材等の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 必要に応じて迅速な復旧に必要な要請・支援 ▼ 必要に応じて、全国から人員、機材等の支援 	<ul style="list-style-type: none"> ▼ 復旧に時間が必要な施設に対して、必要な対応を総合調整 	



上記のタイムラインは、防災関係機関による活動の事例として作成したものであり、実際の被災状況により相違があることに留意が必要。

第2章 各防災関係機関の役割

災害時の迅速な応急対応のためには、国、県、市町等の各防災関係機関の役割を明確にする必要がある。

「防災基本計画」及び「大規模地震・津波災害応急対策対処方針（H29.12 中央防災会議）」を参考に、大規模地震が発生した際の国が実施する応急対策活動と県、市町等の各防災関係機関の役割を以下のとおり示す。

1 初動体制の確立

国は、必要に応じ、関係省庁災害対策会議の開催、緊急参集チームの参集及び関係閣僚による協議を行うとともに、緊急災害対策本部等を設置する。

2 被害情報等の取扱い

機関	役割
政府緊急災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 政府現地対策本部、防災関係機関から被害情報等を一元的に収集し、整理・分析し、必要な措置を講ずる。 政府調査団の派遣等により、被害状況等の収集に努める。 報告を受けた情報、本部会議において決定された事項等を速やかに指定行政機関、指定公共機関、県と共有する。 具体計画が定められている地震が発生したときは、被害想定との違いを把握し、具体計画の修正について判断する。
政府現地対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 主に次に掲げる事項に関し、政府緊急災害対策本部では把握しにくい現地特有の情報を収集する。 <ul style="list-style-type: none"> (ア) 県災害対策本部における情報 (イ) 指定地方行政機関による災害応急対策の情報 (ウ) 被災地方公共団体の事務処理体制の状況、国による助言、代行等の支援の必要性 (エ) 現場における各種応急対策活動の空白、偏在、重複の情報等全般的な進捗・遅延状況 (オ) 市町長、知事の方針、要望事項 情報収集に当たっては、可能な限り、被害が特に甚大な市町や被害情報が十分に把握できていない被災市町及びその被災現場に自ら赴き、また、連絡要員を派遣するなどにより、積極的に被害状況の把握等に努める。収集した情報は政府緊急災害対策本部に報告する。
指定行政機関	<ul style="list-style-type: none"> 指定地方行政機関と連携し、情報収集に努める。 自ら収集した情報及び指定地方行政機関、県、所掌する指定公共機関から報告を受けた情報を政府緊急災害対策本部に報告する。

県	<ul style="list-style-type: none"> 収集した情報を政府緊急災害対策本部（県を所管する政府現地対策本部が設置されている場合には当該政府現地対策本部）、消防庁及び関係指定行政機関に報告する。 区域内の市町が被災し、市町から被害情報の報告が十分なされていないと判断する場合には、県は、職員を派遣するなどし、被害情報の収集に努める。 政府緊急災害対策本部が共有する情報を被災市町に伝達する。
被災市町	<ul style="list-style-type: none"> 被害情報の収集を行うとともに、県に報告する。 必要に応じて、政府現地対策本部、指定行政機関への報告にも努めるものとする。
指定公共機関	<ul style="list-style-type: none"> 自らの収集する情報を所掌する指定行政機関に報告する。 緊急性等を勘案して、必要と判断される場合は、直接、政府緊急災害対策本部に報告する。

3 緊急輸送のための交通の確保

機関	役割
政府緊急災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震発生直後における緊急輸送のための通行可否情報を把握し、交通の確保に関し、総合調整を行う。 警察庁、防衛省、農林水産省、国土交通省及び海上保安庁（以下「輸送施設関係省庁」という。）に対する緊急輸送のための交通確保の協力、応急復旧等の依頼をする。
政府現地対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 大規模地震発生直後における緊急輸送のための通行可否情報を把握し、必要に応じて、指定地方行政機関及び県等と通行の早期確保に関する調整を行う。
警察庁	<p>【道路交通規制に関する指導調整】</p> <ul style="list-style-type: none"> 大規模地震発生時に県警察が行う交通規制について、広域的な見地から調整を行う。 緊急交通路が十分に機能するために適切な措置をとるよう、県警察本部に対して必要に応じて指導を行う。
農林水産省 (水産庁)	<p>【漁港施設の応急復旧等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 漁港管理者に対して被害状況の報告を求め、応急復旧等を要請する。
国土交通省	<p>【緊急輸送ルート等の情報収集、報告】</p> <ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送ルート等について、被災状況、復旧状況等を定期的に緊急災害対策本部に報告する。緊急輸送ルート等を管理する県等他の道路管理者に対して被害状況に関する報告を求める。 <p>【道路の応急復旧等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 管理する道路の被災状況について早急に把握し、緊急輸送ルートを最優先とした道路啓開、応急復旧等を行う。

	<p>【津波による浸水域の湛水排除】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送のための交通の確保や施設の応急復旧等の支障となる場合に、排水ポンプ車の派遣、湛水の排除を行う。 <p>【航路等の障害物の除去等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急確保航路、開発保全航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合に、航路啓開、障害物除去等を行う。 <p>【港湾施設の応急復旧等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 港湾管理者等と連携を図り、耐震強化岸壁等の使用可否を確認し、港湾施設の応急復旧等を行うとともに、港湾管理者に対して被害状況の報告を求め、応急復旧等を要請する。 <p>【空港施設等の応急復旧等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、応急復旧等を行うとともに、空港管理者に対して応急復旧等を要請する。 <p>【航空管制等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急対策活動に従事する航空機を優先させ、他の航空機を制限する等、災害時に即応した航空管制及び情報提供を行う。 <p>【鉄道交通の確保】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 鉄道の被害状況について早急に把握し、鉄道事業者に対して応急復旧等を要請する。
海上保安庁	<p>【航路障害物の除去等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 海難船舶又は漂流物その他の物件により船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合等に、必要な応急措置を講ずるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去等を命じ、又は勧告する。 <p>【航路標識の応急復旧等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航路標識が破損し又は流出したときには、速やかに復旧に努める。また、必要に応じて応急標識の設置に努める。 <p>【船舶交通の整理等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船舶のふくそうが予想される海域において、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう、船舶交通の整理・指導を行い、必要に応じて船舶交通を制限し又は禁止する。 ・ 水路の水深に異常を生じたと認められるときは、必要に応じて水路測量を行うとともに、応急標識の設置等により水路の安全を確保する。 ・ 災害の概要、水路の水深の異状・港湾・岸壁の状況、防災関係機関との連絡手段等、船舶の安全な航行に必要な情報を提供する。
防衛省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 救助活動のために必要な場合は、道路、港湾等の応急復旧（道路啓開、航路啓開を含む。）を行う。 <p>【空港施設等の応急復旧等】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 管理する空港施設等の被害状況について早急に把握し、応急復旧等を行う。

	【航空管制等】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 応急対策活動に従事する航空機を優先させ、他の航空機を制限する等、災害時に即応した航空管制及び情報提供を行う。
国家公安委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県公安委員会に対し、必要に応じて、広域的な見地から指示を行う。
県	【道路の応急復旧等】 <ul style="list-style-type: none"> ・ 所管道路の啓開、所管施設の応急復旧等を行う。
県公安委員会・県警察本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急輸送のための交通を確保するため、直ちに、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。 ・ 交通規制が実施されたときは、直ちに住民等に周知徹底を図る。 ・ 必要に応じ緊急交通路上の放置車両の撤去、警察車両による先導等を行う。
被災市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管施設の応急復旧等を行う。

4 救助・救急、消火活動等

機関	役割
政府緊急災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて、警察庁、消防庁、防衛省及び海上保安庁の行う救助・救急対策活動とその活動を支援する国土交通省との連携等の総合調整を行う。 ・ 消火活動については、必要に応じ、又は消防庁からの要請に基づき、他の機関への応援依頼等の総合調整を行う。 ・ 必要に応じ、人的・物的資源の適切な配置について、関係省庁との調整を行う。 ・ 都道府県域を超えた国レベルでの航空機の運用を行う必要がある場合に、調整を行う。
政府現地対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県からの要請を取りまとめ政府緊急災害対策本部に報告する。 ・ 大規模地震発生直後における具体計画に基づく各部隊の進出・活動拠点の確保等について、必要に応じて、県、指定地方行政機関等と調整を行う。 ・ 大規模地震発生直後における救助・救急、消火活動等の空白、偏在、重複を把握し、必要に応じて調整する。 ・ 大規模地震発生直後において、サイレントタイムの設定に関し、自ら又は政府緊急災害対策本部を通じて国土交通省その他の防災関係機関に対して協力を要請する。 ・ 都道府県域を超えた国レベルでの航空機の運用を行う必要がある場合に、調整を行う。
警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県警察本部と連絡調整を行い、警察災害派遣隊の派遣調整を行う。
消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の消防機関と連携し、救助・救急、消火活動等の調整を行う。 ・ 緊急消防援助隊の応援出動等の求め又は指示を行う。
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 所管施設の被災状況を調査し、防災関係機関に情報提供する。 ・ 管理する道路の被災状況について早急に把握し、緊急輸送ルートを最優先とした道路啓開、応急復旧等を行う。

	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送ルートを管理する被災県等他の道路管理者に対して被害状況に関する報告を求める。 緊急輸送のための交通の確保や施設の応急復旧等の支障となる場合に、排水ポンプ車の派遣、湛水の排除を行う。 TEC-FORCE 等を派遣し、被災状況、被災地方公共団体のニーズ等の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策など、二次災害防止施策に関して被災地方公共団体等が行う活動に対する支援を実施するものとする。
海上保安庁	<ul style="list-style-type: none"> 海上における災害に対し、保有する巡視船艇、航空機を用いて救助・救急活動を行う。更に可能な場合は必要に応じ、又は、政府現地対策本部等の依頼に基づき被災地方公共団体の活動の支援を行う。 必要に応じ、地方公共団体等と協力して、海上における消火活動を行う。
防衛省	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、知事からの災害派遣要請に基づき、保有する航空機、船舶、車両等を用いて救助・救急活動を行う。
県	<ul style="list-style-type: none"> 区域内における救助・救急、消火活動等を自ら実施するとともに、各機関による活動の調整を行う。
県警察本部	<ul style="list-style-type: none"> 保有する航空機、重機、車両等を用いて救助及び捜索活動を行う。
被災市町	<ul style="list-style-type: none"> 区域内における救助・救急、消火活動等を行う。
被災地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> 被害状況の早急な把握に努め、政府緊急災害対策本部、政府現地対策本部等国の各機関や他の地方公共団体に応援を要請するとともに、警察・消防・自衛隊の部隊の展開、宿営等のための拠点の確保を図るものとする。
被災地域外の地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> 被災地域外の地方公共団体は、被災地方公共団体からの要請又は相互応援協定等に基づき、救助・救急活動等の応援を迅速かつ円滑に実施するものとする。

5 医療活動

機関	役割
政府緊急災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省、文部科学省、防衛省、日本赤十字社及び国立病院機構等（以下「医療関係機関」という。）の行うDMA T等の派遣及び防衛省、国土交通省、海上保安庁及び消防庁の行うDMA T等の輸送、広域医療搬送の実施について総合調整を行う。 県の要請に基づき、広域医療搬送の実施を決定する。ただし、当分の間、県の要請がない場合であっても、緊急の必要があると認めるときは、広域医療搬送の実施を決定する。 広域後方医療施設の選定や搬送手段を踏まえ、非被災都道府県における航空搬送拠点を選定する。
政府現地対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 県からの要望について取りまとめ、政府緊急災害対策本部に報告する。 大規模地震発生直後における具体計画に基づく広域医療搬送拠点の確保等

	<p>について、必要に応じて、県、指定地方行政機関等との調整を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 大規模地震発生直後における医療活動の空白、偏在を把握し、必要に応じて、医療活動のための輸送に関する調整等を行う。 ・ 県内における広域医療搬送が必要な患者等の発生状況を把握し、政府緊急災害対策本部に随時報告する。
消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県内の消防機関と連携し、救急活動の調整を行うとともに、救急活動及び広域医療搬送について緊急消防援助隊の応援出動等の求め又は指示を行う。 ・ 非被災都道府県内の航空搬送拠点から広域後方医療施設及び県内の航空搬送拠点から災害拠点病院等までの救急搬送について、関係都道府県内の消防機関と連携し、緊急消防援助隊の応援出動等の求め又は指示を行う。
文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非被災都道府県の国立大学病院に対して、DMAT等の派遣を要請する。 ・ 非被災都道府県の国立大学病院に対して、広域後方医療活動の実施を要請するとともに、実施する病院について政府緊急災害対策本部に報告する。
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域災害救急医療情報システム（EMIS:Emergency Medical Information System）を用いて災害医療に関する情報を共有する。 ・ 非被災都道府県に対して、広域後方医療活動の実施を要請し、当該活動を実施する施設について、要請先の非被災都道府県の選定報告を受けて、政府緊急災害対策本部に対して報告する。 ・ 非被災都道府県及び国立病院機構等に対し、必要に応じて、災害拠点病院を中心とした医療機関による広域医療搬送等に従事するDMAT等の派遣を要請する。 ・ 医薬品、医療資機材等の供給について関係業界団体等へ協力を要請する。 ・ 非被災都道府県の医療施設におけるDMAT等の派遣可能数を把握し、政府緊急災害対策本部に随時報告する。 ・ 避難所等の衛生状態など必要な情報の収集を行い、当該情報に基づき、非被災都道府県に対して公衆衛生医師、保健師等の派遣調整を行う。
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域医療搬送活動に従事するDMAT等の被災地への派遣及び広域後方医療施設への傷病者の搬送について、政府緊急災害対策本部の調整に基づき、自動車運送事業者、海上運送事業者、航空運送事業者及び鉄道事業者の団体等に対する緊急輸送の要請を行う。 ・ 広域医療搬送拠点の設置・運営に当たり、県の支援を行う。
海上保安庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域医療搬送活動に従事するDMAT等の被災地への派遣及び広域後方医療施設への傷病者の搬送について、政府緊急災害対策本部の調整に基づき可能な範囲で輸送を実施する。
防衛省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自衛隊救護班を編成し、その派遣を行う。 ・ DMAT等の被災地への派遣及び広域医療搬送の実施に関し、政府緊急災害対策本部の調整に基づき、輸送を実施する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域医療搬送拠点の設置・運営に当たり、県の支援を行う。 ・ 県から非被災都道府県への広域医療搬送を実施する。
日本赤十字社	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支部及び日本赤十字病院等においてDMAT等を編成し、その派遣を行う。 ・ 被災地内の赤十字病院は可能な限り傷病者の受入れを行う。 ・ 非被災都道府県の支部及び赤十字病院等は広域後方医療活動を実施するとともに、実施する施設について政府緊急災害対策本部に報告する。 ・ 病院支援、救護所、巡回診療等の医療救護活動に従事する救護班の派遣を行う。とりわけ、初動の医療救護活動に引き続き、継続的な医療救護活動のための救護班を派遣する。 ・ 輸血用血液製剤の全国的な確保及び需給調整を行い、被災地の医療機関等に安定的に供給する。 ・ 県の要請に基づき、広域後方医療施設を選定する。
国立病院機構	<ul style="list-style-type: none"> ・ 病院においてDMAT等を編成し、その派遣を行う。 ・ 被災地内の病院は可能な限り傷病者の受入れを行う。 ・ 非被災都道府県の病院は広域後方医療活動を実施するとともに、実施する病院について政府緊急災害対策本部に報告する。 ・ 病院支援、救護所、巡回診療等の医療救護活動に従事する初動医療班の派遣を行う。とりわけ、初動の医療救護活動に引き続き、継続的な医療救護活動のための医療班を派遣する。
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 庁内に、DMAT等の派遣調整を行う災害医療支援室等を設置し、県内における医療活動の支援調整を行う。 ・ 医療機関に対し、DMAT等の派遣を要請する。また、必要に応じて非被災都道府県、厚生労働省、文部科学省及び国立病院機構等に対し、DMAT等の派遣を要請する。 ・ DMAT等の医療活動場所（医療機関、救護所、航空搬送拠点等）を確保し、迅速に必要な資機材を準備し設営するなど、各活動場所の運営を行う。また、参集拠点についても同様とする。なお、航空搬送拠点については、確保結果を政府緊急災害対策本部に報告する。 ・ 災害時の医療救護に関する協定に基づき、医療関係団体（県医師会（JMATA）、県歯科医師会、県看護協会、県薬剤師会、県栄養士会）に必要な支援を要請する。 ・ 厚生労働省、文部科学省、日本赤十字社、国立病院機構及び地域医療機能推進機構に対し、区域外の医療施設における広域的な後方医療活動を要請する。 ・ EMIS等を用いて、医療機関の状況を把握し、その医療活動の継続、患者等の避難に必要な支援を行う。 ・ 医薬品等が円滑に供給されるよう、関係業界団体とあらかじめ協定を結ぶなど、大規模地震発生時に備えた対応に努めるものとする。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域後方医療活動の実施に必要な措置を政府現地対策本部に要請する。 ・ 県内の医療機関から航空搬送拠点までの患者等の輸送を実施する。 ・ 避難所等の衛生状態や地方公共団体職員の被災状況などについて市町から必要な情報の収集を行い、当該情報に基づき、非被災都道府県に対して公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等の応援派遣の要請を行い、又は、厚生労働省に対して、応援派遣の調整に関する要請を行い、受け入れに向けた連絡調整等を派遣元地方公共団体や市町と行う。 ・ 被害が比較的軽微な場合は、甚大な被害が生じている都道府県に対して可能な範囲で各種支援を行う。
医療機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地においては、医療提供レベルを維持するために、業務継続計画に基づく対応を行う。なお、業務継続計画が未策定の医療機関においては、継続的に医療活動が行えるよう努めるものとする。 ・ 医薬品等の不足が懸念されるため、可能な範囲での医薬品等の備蓄に努めるものとする。 ・ 大規模地震発生後速やかに、具体計画に基づき、また、被災県からの要請に基づき、DMAT等を派遣する。 ・ 被災地内の医療機関は、自施設の被災状況等をEMISに入力し、情報共有を行う。
被災市町・保健所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 行政担当者、地域の医療関係者、派遣医療チームによる地域災害医療対策会議を開催し、医療ニーズの把握と医療チームの配置調整を行う。 ・ 避難所等の衛生状態や地方公共団体職員の被災状況などの情報収集及び県への情報提供並びに公衆衛生医師、保健師、管理栄養士等による避難所等の衛生状態の確保、被災者の健康管理を行うとともに、必要に応じて保健師等の応援派遣を県に要請する。
非被災都道府県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県の派遣要請に基づき、医療機関に対し、DMAT等の派遣を要請する。 ・ 被災地外搬送拠点を選定し、管理・運営する。 ・ 広域後方医療施設を選定し、厚生労働省に報告するとともに、当該施設に対して、患者受入を要請する。 ・ 被災地外搬送拠点から広域後方医療施設までの搬送手段を確保、調整する。

6 物資の調達

機関	役割
政府緊急災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県からの要請を待たずに行う物資調達及び被災県からの要請に基づく物資調達に係る総合調整を行う。 ・ 物資の調達を厚生労働省、農林水産省、経済産業省及び消防庁（以下「物資関係省庁」という。）に依頼する。 ・ 物資関係省庁又は県からの要請に基づき、国土交通省を通じて民間事業者に対し、物資の輸送活動を行うよう依頼する。

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 民間事業者による輸送活動が困難な場合は、国土交通省、海上保安庁、防衛省、消防庁又は警察庁（以下「緊急輸送関係省庁」という。）に対し、輸送手段の優先的な確保等の配慮を依頼する。 ・ 民間輸送事業者及び自社輸送が可能な物資調達関係事業者の輸送車両の把握及び警察庁との情報共有を行う。
政府現地対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 物資の充足・不足の度合いの状況把握を行い、政府緊急災害対策本部に報告する。 ・ 県及び市町の物資調達に係る事務処理体制を把握し、必要に応じて助言、代行等を行う。 ・ 「物資調達・輸送調整等支援システム」の記載・操作方法について、被災地方公共団体を支援する。 ・ 県からの要請を待たずに行う物資調達を行った場合は、要請に基づく支援への切り替え時期等の状況判断を行い、政府緊急災害対策本部に報告する。 ・ 輸送活動に係る状況把握、所管区域内の輸送活動に関する助言、調整を行い、必要に応じて政府緊急災害対策本部に対応を依頼する。 ・ 広域物資輸送拠点及び地域内輸送拠点の開設状況を県から聴取し、政府緊急災害対策本部に報告するとともに、必要に応じ、指定地方行政機関等と協力して、運営に関する助言、調整を行う。 ・ 被災地方公共団体からの要請に基づき、避難所までの物資輸送の最適化や運送事業者によることが特に困難な孤立地域等への輸送について、緊急輸送関係省庁と協力して、輸送に関する助言、調整を行う。
警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県警察本部が行う民間輸送事業者等を含む緊急通行車両等への標章の発行手続に必要な情報提供を行う。 ・ 緊急通行車両以外の車両であって緊急交通路の通行を認める車両の範囲は、交通状況、被災地のニーズ等を踏まえ、優先度を考慮するものとする。
総務省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 関係業界団体等に対して、通信機器等を出荷するよう要請を行う。
消防庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 非被災都道府県からの物資提供可能量について調査する。その際、調査する物資の種別、調査対象とする都道府県の範囲等について、必要に応じて政府緊急災害対策本部と連携し調整する。 ・ 物資の提供について、緊急災害対策本部からの依頼に基づき、非被災都道府県との連絡調整を行う。 ・ 政府緊急災害対策本部からの依頼を受け、消防活動への影響がない範囲内で、消防機関に対して緊急輸送の要請を行う。
厚生労働省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県及び関係団体を通じて全国の水道事業者に応急給水を要請する。 ・ 関係業界団体等を通じ、医薬品・医療機器等の供給について要請する。 ・ 関係業界団体等を通じ、乳児・小児用おむつ、大人用おむつ、生理用品のほか、衛生用品等の調達・供給を行う。
農林水産省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 米穀については、卸売業者に対し速やかに手持精米を売却するよう指示す

	<p>るほか、必要に応じ政府保有米穀を供給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 関係業界団体等を通じ、食料、飲料水（ペットボトル）、育児用調製粉乳等の調達・供給を行う。
経済産業省	<ul style="list-style-type: none"> 関係業界団体等を通じ、携帯トイレ・簡易トイレ、トイレットペーパーのほか、作業用具類、ティッシュペーパーなどの生活用品類、洗剤、歯ブラシなどの洗面用具類、カセットこんろ、カートリッジボンベなどの食器・調理用具類の生活必需品の調達・供給を行う。
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> 政府緊急災害対策本部からの依頼を受け、自動車運送事業者、海上運送事業者、航空輸送事業者及び鉄道事業者の団体等に対する緊急輸送の要請を行う。 東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（東扇島地区）及び堺泉北港堺2区基幹的広域防災拠点における緊急輸送活動の支援を行う。 政府緊急災害対策本部からの依頼を受け、広域物資輸送拠点の代替拠点となる民間倉庫やトラックターミナル等の助言・調整を行う。
海上保安庁	<ul style="list-style-type: none"> 政府緊急災害対策本部又は被災地方公共団体からの要請に基づき、可能な範囲で被災地方公共団体に対し給水を実施する。 政府緊急災害対策本部からの依頼を受け、救助・救急活動等への影響がない範囲で保有する船舶、航空機を用いて緊急輸送活動を実施する。
防衛省	<ul style="list-style-type: none"> 政府緊急災害対策本部又は被災都道府県からの要請に基づき、可能な範囲で被災者に対する給食及び給水を実施する。 政府緊急災害対策本部又は被災地方公共団体からの依頼を受け、緊急性・非代替性の観点及びその輸送能力の特性を踏まえて、保有する船舶、航空機、車両等を用いた緊急輸送を実施する。
県	<ul style="list-style-type: none"> 国等からの物資等を受け入れるための広域物資輸送拠点の開設、確保を行う。 備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され、引渡された物資を自ら又は被災市町を通じて避難者に対し供給する。 原則として、広域物資輸送拠点から市町が設置する地域内輸送拠点又は避難所までの輸送を行う。
県公安委員会	<ul style="list-style-type: none"> 緊急通行車両等に対する確認手続を行う。
被災市町	<ul style="list-style-type: none"> 備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の地方公共団体等によって調達され、引渡された物資を避難者に対し供給する。 地域内輸送拠点から避難所までの輸送を行う。

7 燃料供給

機関	役割
政府緊急災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源エネルギー庁に対して、重点継続供給を行う体制を構築するよう要請する。 ・ 重点継続供給の必要性がなくなった施設については、その旨を資源エネルギー庁に伝達する。 ・ 優先供給については、資源エネルギー庁を通じて、石油連盟、全国石油商業組合連合会及び日本LPガス協会に対して、被災県又は関係省庁から示された納入施設に燃料を輸送、供給するよう要請する。 ・ 陸上輸送路の通行を確保するため、燃料の円滑な輸送・供給のための措置を講ずるよう担当する防災関係機関に要請する。 ・ 石油精製業者自ら輸送手段を手配することが困難で、輸送に支障が生じるおそれのある場合、資源エネルギー庁の要請に応じて、輸送手段の確保を調整する。 ・ 政府緊急災害対策本部は、政府現地対策本部、国土交通省及び港湾管理者と連携し、航路啓開情報を防災関係機関に共有する。
政府現地対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 燃料の充足・不足の度合いの状況把握を行い、政府緊急災害対策本部に報告する。 ・ 政府現地対策本部は、政府緊急災害対策本部、国土交通省及び港湾管理者と連携し、航路啓開情報を防災関係機関に共有する。
警察庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 県警察本部が行う民間輸送事業者等を含む緊急通行車両等への標章の発行手続に必要な情報提供を行う。
資源エネルギー庁	<ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業大臣は、大規模地震発生後、政府緊急災害対策本部の設置が決定された場合には、石油備蓄法に基づく「災害時石油供給連携計画」（以下「石油連携計画」という。）及び「災害時石油ガス供給連携計画」（以下「石油ガス連携計画」という。）の実施勧告を速やかに行う。 ・ 重点継続供給及び優先供給の実施に必要な燃料補給体制を構築する。 ・ 非被災地も含めた燃料の安定供給に関して、石油関連業界団体における燃料供給体制と緊密に連携し、安定供給に向けた必要な措置を講じる。 ・ 被災者の不安解消や買いだめ、買い急ぎによる経済的・社会的混乱を最小限に抑えるため、営業可能な住民拠点SS（自家発電機を備え、災害時にも地域住民の燃料供給拠点となる給油所）を速やかに公表する。
国土交通省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管理する道路の被災状況について早急に把握し、緊急輸送ルートから、燃料の供給拠点である製油所・油槽所へのアクセスについて、被災状況等を踏まえ、必要な啓開を速やかに行う。 ・ 被災地域内の使用できる、又は早期に復旧できる製油所・油槽所に通じる航路啓開を優先的に行う。
石油精製業者等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「系列BCP」に定めた供給回復目標を早期に達成することができるよう、

	<p>系列の運送業者や給油所も含めた、各社系列の石油供給網全体を早期に回復する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経済産業大臣の勧告を受け、事前に経済産業大臣に届け出た「石油連携計画」及び「石油ガス連携計画」を実施に移し、系列を越えた事業者間での情報共有、施設共同利用等による供給体制を速やかに構築し、被災により供給が不足する事態が生じた地域の燃料供給体制を早期に復旧させる。
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害応急対策の実施のために不可欠と判断する重要施設については、当該地方公共団体において、対象施設をあらかじめ把握するとともに、当該施設が保有する自衛的備蓄が枯渇する前に、業務継続のための燃料を確保する。 ・ これらの重要施設の燃料確保が困難であると認めるときは、県内の燃料需要をとりまとめ、政府緊急災害対策本部の調整による優先供給を要請する。 ・ 部隊の救助活動拠点として活用する施設に常設の給油施設がない場合又は地域内の給油施設の損壊、不足が著しい場合には、臨時の給油取り扱い設備を設置し、円滑な燃料供給体制を構築する。
県公安委員会	<ul style="list-style-type: none"> ・ 緊急通行車両等に対する確認手続を行う。

8 ライフラインの復旧

機関	役割
政府緊急災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の程度、施設の重要度等を勘案の上、人命の安全に必要な施設及び首都中枢機能の継続性確保に必要な施設など、特に必要と認められる場合には、厚生労働省、経済産業省、総務省及び国土交通省（以下「ライフライン施設関係省庁」という。）を経由してライフライン事業者に対して応急復旧を依頼する。特に緊急を要する場合には、本部長は災害対策基本法第 28 条の 6 第 2 項に基づき、指示を行う。 ・ 上下水道、工業用水道、電気、ガス、石油・石油ガス、電話等のライフライン施設（以下「ライフライン施設」という。）の応急対策に関してライフライン施設関係省庁から要望があった場合には、関係省庁に対して必要な措置を要請する。
政府現地対策本部	<ul style="list-style-type: none"> ・ 主要なライフライン施設の被害状況、機能障害の状況、復旧見通し等の情報の把握に努める。 ・ 人命の安全に必要な施設及び首都中枢機能の継続性確保に必要な施設など、特に緊急を要する場合、その他必要があると認められる場合には、指定公共機関であるライフライン事業者に対して直接依頼を行う。

ライフライン施設 関係省庁	<ul style="list-style-type: none"> 所管するライフライン施設の被害状況、機能阻害の状況、復旧見通し等情報の把握に努める。 ライフライン事業者の行う応急対策について適宜必要な指示を行うとともに、ライフライン事業者及び県からの応急対策に関する要請等を受け必要な措置をとる。この場合、措置内容を政府緊急災害対策本部及び政府現地対策本部に速やかに報告する。
被災地方公共団体	<ul style="list-style-type: none"> 当該区域のライフライン施設の被害状況、機能阻害の状況、復旧見通し等情報の把握に努める。また、ライフライン事業者と連携しつつ、地域住民に対し、ライフラインの復旧状況や今後の予定等を広報するものとする。 ライフライン事業者に対して当該区域でライフライン事業者が行う応急対策について適宜必要な要請を行う。 ライフライン事業者からの応急対策に関する要望を受け、政府現地対策本部を通じて、ライフライン施設関係省庁に対してさらに要請する等必要な措置をとる。
ライフライン事業者	<ul style="list-style-type: none"> 自ら管理するライフライン施設の被害状況、機能阻害の状況、復旧見通し等情報の把握に努め、あらかじめ定める計画に基づき大規模地震発生後のライフライン施設の復旧計画を作成し、効果的かつ速やかな施設の応急復旧を行う。この際、ライフライン施設の復旧は他の応急対策の実施に密接に関連することから、その復旧の方針・計画については国・地方公共団体、他の事業者と必要な情報交換、調整等を行いつつ作成するものとする。

9 被災者支援

機関	役割
政府緊急災害対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 県からの求めがあった場合には、広域一時滞在に係る助言を行う。 県から要請があった場合には、非被災地方公共団体と協力の上、広域的な観点から具体的な広域的避難収容実施計画（以下「実施計画」という。）を定める。 実施計画については、警察庁、防衛省、厚生労働省、国土交通省、海上保安庁及び消防庁（以下「避難収容関係省庁」という。）に示すとともに、必要な対応を要請する。 政府現地対策本部を通じて、又は直接、県からの要請があった場合は、農林水産省、経済産業省及び国土交通省（以下「応急収容物資関係省庁」という。）に対して資機材の調達活動等を行うよう依頼する。
政府現地対策本部	<ul style="list-style-type: none"> 県の広域一時滞在に関する県の要請を取りまとめ、政府緊急災害対策本部に報告する。 必要に応じて、時間経過に応じた避難者（在宅避難者を含む。）の状況把握を行い、政府緊急災害対策本部に報告する。 必要に応じて、県からの要請に基づき、指定地方行政機関と協力して、国

	<p>の施設の活用も含めた避難者の収容に関する調整を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要に応じて、県からの要請に基づき、被災者の収容に必要な資機材の調達を応急収容物資関係省庁に依頼する。 ・ 必要に応じて、県からの要請に基づき、避難者に供する食料・水等の調達を物資関係省庁等に依頼する ・ 必要に応じて、県からの要請に基づき、避難者の輸送を緊急輸送関係省庁へ依頼する。
指定行政機関	<ul style="list-style-type: none"> ・ 政府緊急災害対策本部、政府現地対策本部又は県から直接要請のあった資機材や食料・水等の調達、輸送を円滑に実施する。 ・ 実施計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施する。
県	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の収容、応急仮設住宅の提供を行う。 ・ 住民を県外へ広域的に避難・収容することが必要であると判断した場合には、政府緊急災害対策本部又は政府現地対策本部を通じて、又は直接、避難収容関係省庁に支援を要請することができる。 ・ 収容施設の開設及び運営（被災市町への支援を含む。）を行う。 ・ 実施計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施する。
被災市町	<ul style="list-style-type: none"> ・ 被災者の収容、応急仮設住宅の運営管理を行う。 ・ 被災市町の住民を当該市町の区域外へ広域的に避難・収容することが必要であると判断した場合には、他の市町と協議するとともに他の都道府県に広域一時滞在をする必要があると判断した場合は、県に要請する。 ・ 収容施設の開設及び運営を行う。 ・ 実施計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施する。

10 帰宅困難者等への対策

(1) 国の役割

首都圏を始めとする大都市圏において市街地が連担しており、住民が広域的に自治体間を超えて各種活動を行っていることを踏まえ、一斉帰宅の抑制について、国が方針を定め、呼びかけを行う。また、被災地方公共団体が行う帰宅困難者等への対応について国方針に基づく支援を行う。加えて、帰宅困難者等への対応においては、国と地方公共団体の行政はもとより、企業等も主体的に活動することが求められるため、各主体が円滑に活動することができるよう、情報の提供・発信を積極的に行う。

(2) 被災地方公共団体の役割

被災地方公共団体は、国と連携して帰宅困難者等に対して一斉帰宅の抑制の呼びかけを行うとともに、一斉帰宅の抑制を実現するための一時滞在施設の確保と帰宅困難者等に向けた情報提供を行うほか、帰宅困難者等の帰宅のために必要な支援を行う。

1 1 保健衛生等に関する活動、災害廃棄物の処理

(1) 保健衛生等に関する活動

- ①政府緊急災害対策本部は、保健衛生、防疫、遺体の処理等に関する活動の総合調整を行う。県から、保健衛生、防疫活動等に関する要請があった場合は、各機関に対し、必要な措置を要請する。
- ②厚生労働省は、非被災都道府県及び非被災市町村による応援のための措置をとる。
- ③警察庁は、検視・死体調査に関し、非被災都道府県警察による応援のための措置をとる。
- ④防衛省は、要請に応じ、被災地における防疫活動を行う。
- ⑤地方公共団体は、検視・死体調査の実施場所や遺体安置所等をあらかじめ選定するなど応援の受入れも含め、体制の整備を図り、当該地域内の保健衛生、防疫、遺体の処理（搬送の手配を含む。）等に関する活動を行う。

(2) 災害廃棄物の処理

- ①被災地方公共団体は、生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止しつつ、し尿や生活ごみ、避難所ごみ等の収集・処理を行う。
- ②被災地方公共団体は、発災後、災害廃棄物処理計画に基づき初動対応を着実に実施するとともに、災害廃棄物の発生量と廃棄物処理施設の被害状況等を把握した上で、災害廃棄物処理実行計画を策定し、災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を図る。
- ③環境省は、必要に応じて、県と連携して広域的な応援を要請する等、非被災都道府県及び非被災市町村による応援のための措置をとる。
- ④環境省は、災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste - Net）を活用し、被災地方公共団体の災害廃棄物対策が強化されるよう専門家を派遣するなどの人的支援を行う。
- ⑤環境省は、災害廃棄物の処理に関する指針を策定するとともに、廃棄物処理特例地域内の市町長から要請があり、かつ、当該市町における災害廃棄物の処理の実施体制、当該災害廃棄物の処理に関する専門的な知識及び技術の必要性、当該指定災害廃棄物の広域的な処理の重要性を勘案して、必要と認められる場合には、災害廃棄物の処理を当該市町に代わって行うものとする。

1 2 社会秩序の確保・安定等

(1) 物価・供給体制の安定

国は、生活関連の物資・サービスの需給、価格動向等について情報提供するとともに、関係業界団体と連携し、物資等の安定供給や物価の安定のために必要な措置をとる。

- ①政府緊急災害対策本部及び物資関係省庁は、物資等の安定供給及び物価の安定に関して必要な措置を行う。特に、スーパーやコンビニエンスストア等による被災地での生活必需品の安定供給のため、関係業界団体と連携し、これらの物資の被災地への輸送が円滑なものとなるよう必要な措置を講じる。
- ②政府緊急災害対策本部及び物資関係省庁は、食料等が国内で十分に確保できない場合は、関係業界団体と連携し、安定供給に向けた緊急輸入や増産などの総合調整を行う。
- ③政府は、食料、燃料、生活必需品等の買いだめ、買い急ぎによる経済的・社会的混乱を最小限に抑えるため、地方公共団体とも連携し、買いだめ、買い急ぎの自粛について、広く国民に呼びか

けを行う。

- ④国が関与する物資調達・供給は、通常の民間経済活動として行われる生産・流通体制の維持・早期回復に十分配慮して行うものとする。
- ⑤政府は、物価が高騰等した場合には、国民の日常生活に不可欠な物資を優先的に確保するとともに、その価格の安定を図るよう努める。
- ⑥政府は、物価が高騰等した場合には、国民生活との関連性が高い物資及び国民経済上重要な物資の生産、輸入、流通又は在庫の状況に関し、国民生活を安定させるため、必要な情報を国民に提供するよう努める。
- ⑦消費者庁は、物資等の需給・価格動向等に関する情報の収集・提供を行うとともに、相談窓口を充実・強化する。
- ⑧農林水産省は、食料等の円滑な供給の確保及び価格の安定を図るため、関係業界団体等に対する安定出荷等の協力要請、輸送手段の確保、小売店に対する巡回点検、消費者相談窓口の設置等の所要の措置を講じる。
- ⑨経済産業省は、被災地で不足している物資の生産者及び流通業者に対して、物資を適正な価格で被災地に供給するよう、関係業界団体等を通じて指導する。この際、必要に応じて、当該物資の輸送手段の確保について必要な措置を講じる。また、非被災地も含め、全国的に物資が不足する場合にも同様の措置をとる。
- ⑩国土交通省は、適正かつ公正な運輸サービスの提供のため必要な措置をとるとともに、必要に応じて、関係業界団体に対し、建設機械の調達、労働力の確保、資材調達について要請等を行う。また、不動産業界団体等を通じて、家賃の便乗値上げ防止を要請する。

(2) 治安の維持

- ①被災地及びその周辺においては、県警察本部が独自に、又は自主防犯組織等と連携し、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等により、速やかな安全確保に努めるものとするが、国は、これに必要な支援を行う。
- ②被災地に限らず災害に便乗した犯罪の取締りや被害防止に努めるとともに、災害に乗じたテロリズムやサイバー攻撃等に関する情報収集及び国民に対する適切な情報提供を行うなど社会的混乱の抑制に努めるものとする。
- ③海上保安庁は被災地付近の海上において速やかな安全確保に努めるものとする。その際、必要に応じて巡視船艇を配備するものとする。
- ④治安維持の観点から、大規模地震発生時においても空港や港湾における次の体制を確保するものとする。
 - ア 法務省による入国管理局での出入国の管理体制
 - イ 財務省による税関での輸出入物品の検査体制
 - ウ 厚生労働省による検疫所での人及び食品の検疫体制
 - エ 農林水産省による動物検疫所及び植物検疫所での検疫体制

1 3 二次災害の防止活動

(1) 国の役割

① 政府現地対策本部

二次災害の危険度及び発生状況等に関する情報を速やかに把握、伝達するとともに、被災地に対する二次災害への注意喚起に努める。また、対策要員、資機材等の確保、輸送等の要請があった場合には、各機関に対し必要な措置を要請する。

② 気象庁

地震、津波、降雨等に関する情報を速やかに提供するとともに、大雨警報等の発表基準について、暫定的に設定するなどの必要な措置を図る。

③ 施設等所管各省庁

ア 二次災害のおそれのある区域の調査等により、当該区域の二次災害の危険性及び発生状況等に関する情報を把握し、被災地方公共団体等へ提供する。

イ 当該省庁の所管する施設、危険箇所等に対する二次災害防止活動を行うとともに、被災地方公共団体及び関係業界に対し二次災害対策についての指導調整を行う。また、関係業界等の技術者の有効活用のための指導調整を行う。

(2) 被災地方公共団体の役割

① 二次災害危険地域の調査等により、当該区域の二次災害の危険性及び発生状況等に関する情報を把握・提供するとともに、地域住民等への注意喚起を行う。

② 当該地方公共団体の所管する施設、危険箇所等に対する二次災害防止活動を行うとともに、当該区域内で二次災害の発生するおそれのある地域の住民等に対する避難誘導等の対策を実施する。

1 4 防災関係機関間の応援体制の確保

(1) 国の役割

① 国は、法に基づき、県から非被災地方公共団体に応援することの要求を受けた場合は、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認める場合は、非被災都道府県に対し、県又は被災市町を応援するよう要求するものとする。

(2) 県の役割

① 県は、災害の規模等に照らし、応援の指示又は要求を行うべき適当な相手方が見つからない場合等において、国に対して、非被災都道府県が県又は被災市町を応援することを求めるよう要求するものとする。

② 県は、非被災都道府県等に対して応援を求め、また、必要に応じて県内の非被災市町に対して被災市町を応援することを求めるものとする。

1.5 内外からの支援の受入れ

(1) 海外からの支援受入れ（基本的な考え方）

- ① 外務省は、大規模地震等が発生した際、我が国の被災状況及び政府の対応状況と併せて、海外からの支援受入れに対する我が国の基本的な考え方を在外公館及び駐日大使館に速やかに伝える。外交ルートにて海外からの支援の申入れがあった場合には、外務省は、政府緊急災害対策本部に対し、支援の種類、規模、内容、到着予定日時・場所等を通報する。政府緊急災害対策本部は、外務省からの通報を受け、県又は関係省庁に対して当該支援ニーズの有無を確認し、これを踏まえ当該支援の受入れの要否を判断する。政府緊急災害対策本部は、外務省に当該支援受入れの判断結果を通報し、外務省が当該支援申出国に対して回答する。
- ② 海外からの物的支援については、国内の通関手続を終えるまでの輸送手段の確保、人的支援については、水・食料等を含む装備品、国内の移動手段、宿泊先、通訳等の確保を支援申出国が行うことを、支援申出国及び当該国の駐日大使館（以下「支援申出国・駐日大使館」という。）に求めることとする。ただし、当該国の駐日大使館にて対応できないことが生じた際には、政府緊急災害対策本部において協議を行い、外務省等の関係省庁において可能な範囲で支援を行うこととする。
- ③ 海外からの支援を受入れようとするとき、政府緊急災害対策本部は、海外からの義援金を受け入れることを併せて決定する。このとき、外務省は、支援申出国に対して、海外からの義援金という支援の形もあることを周知する。当該義援金の受入を円滑に実施するため、内閣府及び外務省は、政府緊急災害対策本部の決定に先立ち、海外からの義援金受入れ口座の開設に必要な関連手続について、財務省と協議する。
- ④ 政府緊急災害対策本部は、在日米軍による支援が必要と判断するときは、外交ルートを通じて米国に当該支援を要請する。在日米軍による支援の受入れに際しては、外務省及び防衛省が、2国間の合意により運用している既存の調整メカニズムに則り、必要な調整を行う。
- ⑤ 外務省は、援助活動の実施を目的とする諸外国部隊の法的地位について、具体的なケースに応じて、個別に調整する。

(2) 国内からの支援受入れ

① ボランティア等の受入れ

- ア 政府現地対策本部及び被災地方公共団体は関係団体と協力し、ボランティアに対する被災地のニーズ把握に努めるとともに、ボランティアの受入れ体制を確保する。受入れに際しては、個々のボランティアの技能等が活かされるようコーディネートするとともに、活動に関する健康上の配慮等を行う。
- イ 被災市町及び市町社会福祉協議会は、必要に応じて災害ボランティアセンターを設置し、ボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティア活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。
- ウ 地方公共団体は、ボランティアの受入れを迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ、受け入れに関する要綱等の整備や情報発信に努めるものとする。

② NPO等、災害に関し専門的知識を有する団体との連携

- ア 災害に関し専門的な知識を有するNPO等と連携していくことは重要であることから、地方

公共団体等は平常時から関係を構築する。また、政府現地対策本部及び被災地方公共団体は、大規模災害時には、NPO等専門知識を有する団体が活動しやすい環境の整備を行う。

イ NPO等外部者の支援は一部地域に集中する傾向があるため、各地方公共団体は、地元のNPO等とも連携し、支援調整を行うよう努める。

③受け手側の混乱を避けるための義援物資のあり方

ア 被災地方公共団体は、個人や企業等からの義援物資については、特に大規模地震発生時には内容等にバラつきがあり被災地の地域内輸送拠点や輸送機関等に負担をかける可能性が高いため、可能な限り抑制し、義援金等の金銭による支援を優先する。

イ なお、義援物資を受け入れる場合は、プッシュ型支援等による緊急物資輸送に影響を与えない輸送手段による取組を原則とし、受入れを希望するものと希望しないものを選定し、その内容や送付先について、ホームページや緊急災害対策本部・現地対策本部、報道機関等を通じて、公表するものとする。

④義援金

ア 義援金の受入れ

- ・地方公共団体は、日本赤十字社等の義援金収集体とともに配分委員会を組織し、義援金の使用について、十分協議の上、定めるものとする。
- ・あらかじめ、基本的な配分方法を決定しておくなどして、迅速な配分に努めるものとする。
- ・被害が複数の都道府県にわたる広域災害時には、日本赤十字社等義援金収集体は、寄託された義援金を速やかに地方公共団体に配分すべきものであることから、義援金の受付方法の工夫や配分基準をあらかじめ定めておくものとする。

イ 義援金の受入れに関する助言

- ・内閣府は、日本赤十字社に対して義援金の募集及び配分について助言等必要な支援を行う。

第3章 広域応援の要請先及び手順

災害時の応急対応においては、まずは、県内の行政及び民間による相互支援により調整するものとするが、被害が甚大で、県内のみでは十分な対応ができない場合は、県及び市町それぞれに不足する職員の派遣、物資の提供について、国及び関係都道府県等に対し、以下により広域的な応援を要請する。

1 主な応援の枠組みと本計画の調整範囲

災害時の主な応援の枠組みと本計画に規定する受援調整組織の調整範囲は、次の取り扱いを基本とする。

なお、既に独自の枠組みを持つ支援（国等による定型化された応援）については、既に定められたスキーム等に基づき各部局において対応することを原則とし、受援調整組織は各部局と情報を共有し、県全体の受援状況を適宜把握するものとする。

<主な応援の枠組みと役割分担>

◎調整主体 ◇情報共有

区 分		受援調整組織	担当部局	
人的支援	県の枠組み	全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定	◇	
		中部9県1市災害時等の応援に関する協定書		
		北陸三県災害時等の相互応援に関する協定		
		石川県・岐阜県災害相互応援に関する協定		
		石川県・新潟県災害相互応援に関する協定		
	医療、保健、福祉、土木、建築などの職能団体、業界団体等との協定等	◇	◎(各所管部局)	
	国等による定型化された応援	(消防庁) 緊急消防援助隊(※)	◇	◎(危機管理監室)
		(警察庁) 警察災害派遣隊(※)	◇	◎(警察本部)
		(自衛隊) 災害派遣部隊(※)	◇	◎(危機管理監室)
		(国交省) 緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)	◇	◎(土木部)
		(厚労省) 救護班・災害派遣医療チーム(DMAT)	◇	◎(健康福祉部)
		(厚労省) 災害派遣精神医療チーム(DPAT)	◇	◎(健康福祉部)
		(環境省) 災害廃棄物処理支援ネットワークD. Waste-Net	◇	◎(生活環境部)
		(文部科学省) 文教施設応急危険度判定士	◇	◎(教育委員会)
		(文部科学省) スクールカウンセラー	◇	◎(教育委員会)
		その他、国の枠組みで実施される応援	◇	◎(各所管部局)
	市町	全国市長会、全国町村会の協定	◇	—
		市町村間の個別協定	◇	—
		民間企業等との個別協定	◇	—
	自治体、企業等による自主応援		◎	◇
ボランティア、NPO等ボランティア関係団体		◇	◎(県民文化スポーツ部)	
物的支援	共通	食料、生活必需品	◎	◇
		トラック(ドライバー含む)による輸送力の確保	◎	
		企業等からの自主応援の申し出	◎	
		輸送用資機材(フォークリフト等)、施設の提供	◎	
		医療救護に必要な物資、応急復旧用資材の調達	◇	
義援金の申し出		◇	◎(健康福祉部)	

※各応援部隊の活動拠点の開設・運営は、受援調整組織(人的支援受入れチーム)が担う。

2 他の都道府県等に対する応援要請

(1)主に県への応援要請

ア 中部9県1市災害時等の応援に関する協定に基づく要請

知事（人的支援受入れチーム）は、本県独自では十分な応急対応が実施できない場合、災害の状況、支援を要請する地域及び必要とする内容等を明らかにして、隣接県（主たる応援県順位：1位 富山県、2位 福井県、3位 岐阜県）に応援を依頼する。順位内の県で応援できない場合は、幹事県が主たる応援県市を調整し、定める。

《中部9県1市災害時等の応援に関する協定書（平成7年11月14日）》

<幹事県の一覧表>

順位	県名
1	長野県
2	岐阜県
3	静岡県
4	愛知県
5	三重県
6	富山県
7	石川県

※順位は、令和元年度を1とする。

幹事県が被災した場合は、翌年度の幹事県が代行するものとし、翌年度の幹事県が調整できない場合、翌々年度の幹事県が担う。

(その他の協定)

《北陸三県災害時等の相互応援に関する協定（平成7年10月27日）》

《石川県・岐阜県災害相互応援に関する協定（平成7年 8月 9日）》

《石川県・新潟県災害相互応援に関する協定（平成8年 1月 9日）》

イ 全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定に基づく要請

知事（人的支援受入れチーム）は、中部圏知事会（中部9県1市）の構成県（市）だけでは十分な災害対策等の支援ができない場合、直接または中部圏知事会幹事県（中部9県1市幹事県と同じ）を通じて、全国知事会に対し応援を依頼する。

《全国都道府県における災害時等の広域応援に関する協定（平成24年5月18日）》

(2)被災市町への応援職員の派遣要請

ア 被災市区町村応援職員確保システム（第9章参照）

知事（人的支援受入れチーム）は、本県内による応援職員の派遣だけでは被災市町における災害対応業務を実施することが困難または困難と見込まれる場合、総務省及び中部圏知事会幹事県に対し、その旨を連絡する。

3 国・防災関係機関への応援要請

(1) 基本的事項

国・防災関係機関に応援を要請する場合は、政府現地対策本部あるいは対象業務ごとに北陸地方整備局、北陸信越運輸局等の指定地方行政機関を通じて要請する。

また、政府が現地対策本部を設置または防災関係機関からリエゾンが派遣された場合は、県庁内に必要なスペースを確保し、円滑な連携を図る。（県庁6階災害対策本部連絡員室等）

(2) 主な応援の要請手順

ア 消防（緊急消防援助隊）

知事は、県内の消防力のみでは対処できない場合、消防組織法第44条等の規定に基づき、消防庁長官に対して緊急消防援助隊等の派遣を要請する。

緊急消防援助隊等の援助に関する要請手続きは、「石川県緊急消防援助隊受援計画」による。

イ 警察（警察災害派遣隊）

県警本部長は、必要があると認める場合は、警察法第60条の規定に基づき、警察庁又は他の都道府県警察に対して警察災害派遣隊等の特別派遣を要請する。

警察災害派遣隊等の援助に関する要請手続きは、「石川県警察大震災等警備計画」による。

ウ 自衛隊

知事は、人命及び財産を保護するため必要と認めるときは、自衛隊法第83条の規定に基づき、自己の判断又は市町長からの要請要求により、自衛隊に災害派遣要請を行う。

自衛隊の災害派遣を要請するときは、次の事項を明らかにした文書で部隊等の派遣を要請する。ただし、緊急を要する場合には、電話又は口頭で申し出し、事後速やかに文書を送達する。

- ・災害の状況及び派遣を要請する理由
- ・派遣を希望する期間
- ・派遣を希望する区域及び活動内容
- ・その他参考となるべき事項

エ DMAT（災害派遣医療チーム）等

県は、必要に応じて、県災害対策本部の下に、災害医療支援室等を設置し、国及び他の都道府県等に対し、DMAT、医療救護班、精神保健医療班（こころのケアチーム）等の派遣を要請する。

DMAT等の援助に関する要請手続きは、「石川県災害時医療救護対応マニュアル」等による。

4 ボランティアの受け入れ・支援体制

県が災害対策本部を設置したときは、県民ボランティアセンターは、災害対策ボランティア本部を設置し、ボランティアの受け入れのための総合調整を行う。

ボランティアの受け入れ・支援体制は、「石川県災害対策ボランティア本部運営マニュアル」による。

5 高速道路の無料措置

県は、広域的な応援を要請する場合には、早期に中日本高速道路株式会社、地方道路公社へ支援に係る車両の高速道路通行料金の無料措置を要請する。

要請により無料措置を受けることが可能となった場合は、関係機関及び他都道府県にその旨を通知し、災害派遣等従事車両証明書を発行するよう依頼するものとする。

6 経費負担

支援に要する経費は、原則、受援側（要請自治体）が負担する。

なお、災害救助法による救助の要件を満たし、同法の適用を決定した場合、同法の対象経費については、県が負担する。

災害救助法の対象外の経費については、派遣自治体に特別交付税措置の手続を要請した上で、残りの負担部分については、要請自治体の負担を原則とし、各種協定等に基づき協議するものとする。

<災害救助法の対象経費（同法第4条）>

- ・避難所及び応急仮設住宅の供与
 - ・炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
 - ・被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - ・医療及び助産
 - ・被災者の救出
 - ・被災した住宅の応急修理
 - ・生業に必要な資金、器具又は資料の給与又は貸与
 - ・学用品の給与
 - ・埋葬
 - ・死体の搜索及び処理
 - ・災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去
- ※災害救助法については、「災害救助法事務取扱要領」を参照すること。

<災害救助法対象外の主な経費>

- ・災害対策本部支援要員
- ・住家被害認定調査、罹災証明書交付業務要員
- ・災害廃棄物処理に係るごみ収集車の派遣

※地方自治法第252条の17に基づく職員派遣については、特別交付税措置が講じられている。

（特別交付税に関する省令第3条第1項第一号）

第4章 人的支援の受入れ

1 基本的な考え方

(1) 迅速な把握と要請

県及び市町は、必要とする応援職員の業務内容、人数、期間等の把握に努め、できる限りこれら要件を明確にした上で要請を行う。

発災後、被害の全容が把握できない場合であっても、災害の規模等を踏まえ、応援要請の必要性をできるだけ早期に判断し、要請先との調整を開始する。

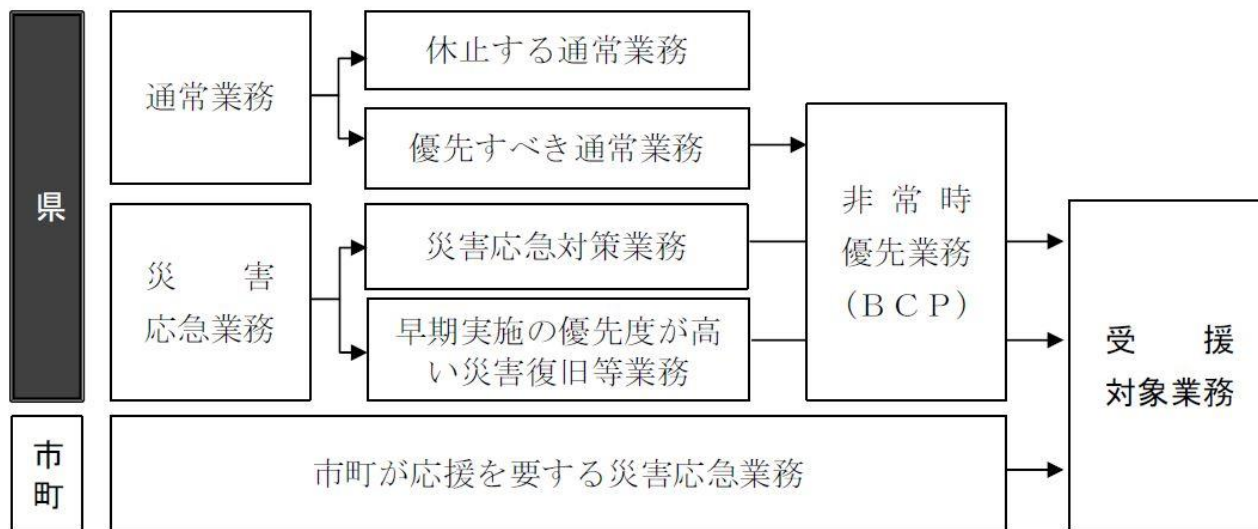
(2) 中・長期化に備えた対応

応援を受けた後、県は、自律的な復旧・復興が遅れることがないように、県内市町の対応状況等を把握し、派遣の終了や短期派遣から中長期派遣等への移行も見据えた調整を行う。

2 受援対象業務

石川県業務継続計画（BCP）に定める非常時優先業務のうち応援を必要とする業務及び県内市町が応援を要する災害応急業務を受援対象業務とする。

非常時優先業務以外の通常業務は、積極的に休止あるいは非常時優先業務の継続に支障とならない範囲で実施する。



[県において想定される受援業務]

- ・ 物資の受け入れ、物資集積拠点の運営
- ・ 災害箇所調査・査定準備・応急復旧
- ・ 応急仮設住宅の建設 等

[市町において想定される受援業務]

- ・避難所の運営
- ・物資の受け入れ、物資集積拠点の運営
- ・建築物・宅地の危険度判定
- ・住家の被害認定調査
- ・罹災証明書の発行業務（窓口業務）
- ・避難所等での健康相談、健康調査、保健指導等
- ・災害箇所調査・査定準備、応急復旧
- ・仮設住宅（みなし、建設）の申込受付 等

3 応援必要人数等の把握

(1) 県が必要とする業務

各部局において、応援者の職種・必要資格等を明確にした上で、必要業務・必要人数を決定し、各部局連絡員を通じ、人的支援受入れチームに報告する。

(2) 市町が必要とする業務

被災市町における応援職員の必要人数等については、人的支援受入れチームにおいて、状況の把握に努める。

また、被災市町への応援職員は、「被災市区町村応援職員確保システム」（第9章参照）に基づき、県職員及び県内市町からの応援を優先して調整した上で、不足する人員を他の都道府県等へ要請する。

なお、県内市町の被害が甚大で、応援都道府県等に、担当地域を市町単位で割り当てる対口支援（カウンターパート方式）の適用を要請した場合、支援担当団体と連携し、必要な応援人数等を把握・調整する。

4 受援状況の管理・把握

人的支援受入れチームは、日々の受援状況等を一元的・効果的に管理するため、関係班と連携し、資源管理表を作成する。

人的支援受入れチームが調整を行わず、国等による定型化された応援など独自の枠組みで行われた受援・応援についても、関係班からの報告により把握し、資源管理表に記載する。

5 会議の開催・運営等

人的支援受入れチームは、応援の要請及び応援自治体等の受け入れに係る関係班や応援側リエゾン等との調整や受援・応援状況の把握のため、調整会議を開催する。

6 便宜供与

(1) 宿舎等

人的支援受入れチームは、短期派遣の応援職員について、応援側での宿泊施設の確保を要請した上で、手配できない場合の宿泊場所として、県有施設の共用会議室等を提供することとし、食料・水等についても、応援側での準備を要請した上でその確保を図る。

(2) 執務環境

各部局において、受援が想定される業務については、あらかじめ応援職員のための執務スペース等を検討するとともに、必要に応じ業務マニュアルを作成しておくものとする。

業務マニュアルを作成しない場合においても、受援が想定される業務については、業務に係る基本情報やフロー、協力機関の連絡先等を簡潔に整理しておくものとする。

各市町においても、避難所運営など災害対応業務のマニュアルに応援職員への対応を位置付けるなど、受援を想定した事前の準備を促すよう要請する。

[人的支援受入れチーム（再掲）]

構 成 員	<ul style="list-style-type: none">・ 人事課職員（県職員の派遣調整）・ 市町支援課職員（国（総務省）、市町との調整）・ 管財課職員（公用車の使用・管理）・ 危機対策課職員（国（内閣府等）、他都道府県との調整）・ 交通政策課職員（鉄道・バス等の緊急輸送手段の確保）・ 各部局災害対策本部連絡員（応援職員の調整）・ その他必要に応じて関係課の職員を加える
役 割	<ul style="list-style-type: none">・ 被災市町からの支援要請など受援状況に関する情報収集・ 被災市町への現地情報連絡員（リエゾン）の派遣・ 国、他都道府県等への応援要請及び受入調整・ 応援部隊活動拠点の開設、運営・ 県職員の派遣調整・ 受援に関する全体調整及び災害対策本部等への報告・ 民間協定締結先への応援要請及び受入調整・ 応援職員の宿泊先の調整 等

第5章 応援部隊の活動拠点

県及び市町は、広域応援を円滑に受け入れるため、予め自衛隊、警察災害派遣隊、緊急消防援助隊等の防災関係機関の部隊（以下「応援部隊」という。）の活動拠点候補地を選定し、各施設及び進入経路の被害状況や施設規模・設備等を勘案し、使用する拠点施設を指定する。

1 活動拠点の開設

(1) 県は、関係市町や防災関係機関と調整の上、活動拠点を指定する。

活動拠点の開設は、原則として応援部隊が行う。

(2) 人的支援受入れチームは、必要があると認める場合は、指定した拠点施設の管理者に文書によって要請する。ただし、文書による要請のいとまが無いときは電話等にて要請し、事後速やかに文書を送達する。

(3) 拠点施設の管理者は、要請を受けたときは、要請内容を確認し、使用の可否を文書によって回答する。ただし、文書による回答のいとまが無いときは電話等にて回答し、事後速やかに文書を送達する。

(4) 人的支援受入れチームは、活動拠点所在地の以下の所属に対し、拠点連絡員の派遣を要請し、各所属のみで対応が困難な場合は、県災害対策本部から応援を派遣する。

- ・能登北部地区：奥能登総合事務所
- ・能登南部地区：中能登総合事務所
- ・加賀北部地区：金沢県税事務所
- ・加賀南部地区：小松県税事務所

(5) 人的支援受入れチームは、活動拠点施設の管理者に対して、応援部隊が活動拠点を開設するための施設の開錠、施設内における立入禁止区域の設定等を依頼するとともに、拠点連絡員は活動拠点の円滑な開設に協力するものとする。

2 応援部隊等との連絡調整

(1) 災害対策本部危機管理部は、人的支援受入れチーム及び応援部隊からの報告を受け、活動拠点の開設状況及び応援部隊の活動状況を災害対策本部会議に報告する。

(2) 人的支援受入れチームは、各応援部隊の調整本部又は政府現地対策本部（本部を設置していない場合においては、国の情報先遣チーム等）等に対して、活動拠点に関する情報等を提供する。また、県災害対策本部及び県現地災害対策本部は、各応援部隊に対して入手した都度次の情報提供を行う。

- ・活動拠点の開設状況
- ・県内の被害概況
- ・道路の通行状況

(3) 人的支援受入れチームは、応援部隊の活動拠点に必要な応じて連絡調整員を配置するなど、適宜情報提供を行い、応援部隊への支援を行う。

ア 人的支援受入れチームは、応援部隊と連携し、被災地における活動（救助、救出、捜索等）の役割分担、地区の分担を調整する。

イ 拠点連絡員は、連絡調整員を補佐し、現場における調整業務を支援する。

第6章 物的支援の受入れ

1 基本的な考え方

(1) 備蓄の推進

食料、飲料水、生活必需品等については、平時から各家庭による「最低3日分、推奨1週間分」の備蓄を推進するとともに、市町が行う支援物資の調達・供給を支援するため、民間事業者との協定による流通備蓄の調達体制を強化する。

(2) 義援物資の受入れ

義援物資については、企業等からの大口の物資を優先的に受け入れた上で、各市町の要望に応じ配分するものとする。

また、小口・混載の義援物資は、被災地において内容物の確認、仕分けなどの作業が必要となり、被災地方公共団体の負担になることから、個人へは、義援金による支援を積極的に呼びかけ、物資を受け入れる場合には、被災地が真に必要とするものに限定する。

2 物的支援の要請

(1) 民間事業者

物的支援受入れチームは、市町からの要請があった場合は、県備蓄物資を提供するほか、協定締結事業者等に対し、必要とする品目、数量及び搬送先を示し物資の供給を要請する。

(2) 国

物的支援受入れチームは、県のみでは必要な物資を確保できない場合は、国（各省庁、政府現地災害対策本部が設置されている場合は同本部）に対し、物資の調達を要請する。

なお、災害の規模に応じ、国は県からの要請を待たないで、物資等の供給及び輸送を実施できる仕組み（プッシュ型支援）の実施を判断する。

(3) 他の都道府県

上記を補完するものとして、物的支援受入れチームは、中部圏知事会幹事県を通じ、他の都道府県に物資の支援を要請する。

3 物資の管理

物的支援受入れチームは、県の備蓄物資や国、民間事業者等から調達できる数量等を基に、市町毎の配分計画を決定し、その結果を市町に通知する。

物的支援受入れチームは、日々の受援状況等を一元的・効果的に管理するため、関係班と連携し、資源管理表を作成する。

4 物的ニーズの把握・取りまとめ

物的支援受入れチームは、被災市町からの物資供給要請を受け付けるとともに、被災市町に派遣されている連絡員や県災害対策本部各班等を通じ、被災市町における物的ニーズを把握し、できる限り次の情報を取りまとめる。

- ・必要となる物資の品目及び数量
- ・必要となる資機材の品目及び数量
- ・受入拠点（避難所）の所在地及び経路
- ・応援要請担当者の氏名及び連絡先
- ・受入拠点（避難所）担当者の氏名及び連絡先
- ・その他必要事項

5 輸送手段の確保

協定に基づき、(一社)石川県トラック協会に緊急輸送を要請するとともに、輸送手段の確保が困難な場合には、自衛隊へ災害派遣による輸送を要請する。

6 輸送経路の確保

県災害対策本部（物的支援受入れチーム及び土木部道路整備班）は、緊急輸送道路ネットワークをはじめ、国・県・市町道の被害状況を集約のうえ、輸送ルートを選定する。

7 緊急通行車両確認証明及び標章

県災害対策本部（土木部）及び公安委員会は、災害応急対策の円滑な推進に資するため、その通行を確保することが特に必要な車両に対して、標章及び緊急通行車両確認証明書を交付する。

8 自動車燃料の確保

緊急車両の燃料を確保する必要がある場合は、協定に基づき、石川県石油販売協同組合に燃料の確保を要請することとし、その上で確保が困難な場合には、政府災害対策本部（内閣府）に燃料供給を要請する。

9 物資の輸送等に関する協定

(1) 石川県倉庫協会

県は、物資を保管する上で、必要と認めるときは、「災害応急対策用物資の保管等に関する協定書」により、県倉庫協会に応援を要請する。

また、物資の保管管理等を実施する上で、必要と認めるときは、物資の保管等に関する助言を行う物流専門家の災害対策本部又は関係市町等への派遣を要請する。

(2) 石川県トラック協会

県は、物資の緊急・救援輸送等を実施する上で、必要と認めるときは、「災害応急対策用貨物自動車による物資の緊急・救援輸送等に関する協定書」により、県トラック協会に応援を要請する。

また、物資の輸送管理等を実施する上で、必要と認めるときは、緊急・救援輸送等に関する助言を行う物流専門家の災害対策本部又は関係市町等への派遣を要請する。

[物的支援受入れチーム（再掲）]

構 成 員	<ul style="list-style-type: none"> ・ 管財課職員（物資集積輸送拠点の調整） ・ 危機対策課職員（民間物流事業者との調整、備蓄物資管理） ・ 厚生政策課職員（義援物資の把握・調達・管理） ・ 生活安全課職員（生活必需品の調達） ・ 産業政策課職員（救助用物資等の調達） ・ 農林水産部企画調整室職員（食料の調達） ・ 出納室職員（物資輸送の協力） ・ 県倉庫協会、県トラック協会 ・ その他必要に応じて関係課の職員を加える
役 割	<ul style="list-style-type: none"> ・ 広域物資輸送拠点の開設、運営 ・ 被災市町における物的ニーズの把握 ・ 支援物資の調達・提供・輸送等に係る連絡調整（国、他都道府県、市町、民間等） ・ 物資調達・輸送調整等支援システムの運用 ・ 輸送経路の状況把握 ・ 車両の手配、配送 等

第7章 広域物資輸送拠点

県及び市町は、県外等からの支援物資を円滑に受け入れるため、予め輸送拠点の候補地を選定し、各施設及び進入経路の被害状況や施設規模・設備等を勘案し、使用する拠点施設を選定する。

1 広域物資輸送拠点の役割

被災市町の地域内輸送拠点や避難所等へ緊急物資を配送するための中継拠点として、被災地内の道路交通の混乱が解消されるまでの期間に限定して設置する。

(1) 取扱物資

食品、飲料水、その他の生活必需物資等の被災者支援のために緊急に必要とされる物資とする。

(2) 実施業務

広域物資輸送拠点における業務は次のとおりとする。

- ・一時集積及び分類
- ・配送先別の仕分け
- ・配送用車両への積込み、発送

2 広域物資輸送拠点の開設・運営

(1) 開設

県は、支援物資の受入れや市町への輸送の拠点として、物資拠点候補地の中から広域物資輸送拠点を開設する。

なお、広域物資輸送拠点が被災等により使用できない場合、あるいは被災市町を支援する上で必要な場合は、北陸信越運輸局が登録している民間物流施設や、近隣県に要請し、県外に拠点を確保する。

(2) 運営

物的支接受入れチームは、広域物資輸送拠点における物資の受入れ、保管、払出等に関して、下記の事項について配慮し、効率的な運営に努めるものとする。

- ① 効率的な物資の受入れ・払出に必要な資機材・技能者（フォークリフトなど）等の確保
- ② 物資の保管・管理に関する台帳様式等の整備
- ③ 物資の受入れ・保管・払出等の管理に必要な専門家の確保

(3) 職員の派遣

物的支接受入れチームは、物資の調達や市町への輸送ルートに関する連絡調整等のため、広域物資輸送拠点に職員を派遣する。

作業要員として職員の派遣が必要な場合は、物的支接受入れチーム各課の職員を派遣する。

3 民間物流施設の活用

県は、人員や資機材が確保し易い、民間物流施設を積極的に活用する。

県倉庫協会は、県から協定に基づく物資の保管要請があった場合、物資拠点候補地（民間物流施設）から使用可能な倉庫の確保に努める。

第8章 広域応援協力体制（応援計画）

県は、大規模な災害等が発生し、広域応援県市、又は他の都道府県等が被災した場合には、速やかに必要な応援体制を確立する。

1 災害救援対策本部等の設置

知事は、必要に応じて、災害救援対策本部を設置するとともに、災害情報の収集に努め、派遣経路の確認と輸送手段を検討して、応援部隊の規模等を決定する。

また、災害救援対策本部は、応援部隊の派遣に係る支援や資材の調達を行う。

2 応援部隊の編成

応援要請の内容に基づき、以下の点に考慮して応援部隊を編成する。

(1) 応援部隊には、応援を要請した都道府県（市町村）との連絡調整及び応援部隊各班の指揮連絡のための総括責任者を置く。

(2) 応援部隊の業務の円滑化を図るため、庶務班（担当者）を設ける。

(3) 応援部隊は、応援業務によっておおむね次の班を編成する。

- ・ 救護班（救護活動について応援する。県立病院の医師、看護師を中心に編成）
- ・ 防疫班（防疫活動について応援する。保健福祉センターの技師を中心に編成）
- ・ 復旧班（被災地における復旧作業を応援する。土木部の技師を中心に編成）
- ・ 技術指導班（復旧作業の技術指導をする。各分野の専門職を中心に編成）
- ・ 輸送班（応援部隊の被災地の輸送や救援物資の輸送について応援する。技能労務職員を中心に編成）

3 国の応援要請に対する協力

県は、国から次の理由により広域応援の要求がある場合、被災都道府県又は被災市町村を応援する。

(1) 被災都道府県からの要求に基づき、被害状況等の報告を踏まえ、大規模災害であって被災都道府県及び被災都道府県内の市町村のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害であると認めるなど、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると国が認める場合

(2) 災害の規模が極めて甚大であり、被災都道府県以外の都道府県等による応援が必要であると考えられ、かつ、通信途絶その他の理由により被災都道府県等との連絡が取れないなど、災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため特に必要があると認められる場合において、その事態に照らし特に緊急を要し、被災都道府県からの要求を待ついとまがないと国が認める場合

第9章 被災市区町村応援職員確保システム

総務省は、大規模災害発生時に全国の地方公共団体の人的資源を最大限に活用して被災市区町村を支援するための全国一元的な応援職員の派遣の仕組みとして、被災市区町村応援職員確保システム（以下、「システム」という。）を運用し、必要に応じて被災市区町村応援職員確保調整本部等を設置し、情報収集及び共有、総合的な派遣調整を実施する。《「被災市区町村応援職員確保システムに関する要綱」及び「災害マネジメント総括支援員等の登録に関する要綱」》

1 基本的な事項

システムの基本的な事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) システムは、地方公共団体の相互の協力によることを旨とするものであること。
- (2) システムは、地方公共団体間の災害時相互応援協定等を妨げるものではないこと。
- (3) システムに基づく応援職員の派遣の形態は、職務命令による短期の派遣（公務出張）を基本とするものであること。
- (4) システムに基づく応援職員の派遣の目的は、被災市区町村の長の指揮の下、次に掲げる業務に携わるものであること。
 - ア 災害応急対策を中心とした災害対応業務のうち、避難所の運営及び罹災証明書の交付のほか、システム以外の仕組み等において対象としていない業務を支援すること。ただし、システム以外の仕組み等と必要な連携を図るものであること。
 - イ 被災市区町村の長への助言、幹部職員との調整、被災市区町村における応援職員のニーズ等の把握、被災都道府県をはじめとする関係機関及び総務省との連携等を通じて、被災市区町村が行う災害マネジメントを総括的に支援すること。
- (5) (4)アのための応援職員は、次に掲げるように派遣することを基本とするものであること。ただし、災害の規模、態様等に応じ柔軟な対応を図るものであること。
 - ア 最初に被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体が応援職員を派遣すること（以下「第1段階支援」という。）とし、第1段階支援だけでは被災市区町村において完結して災害対応業務を実施できない場合には、第1段階支援を補完するため全国の地方公共団体が応援職員を派遣すること（以下「第2段階支援」という。）。
 - イ 第1段階支援においては、対口支援方式により応援職員を派遣すること。
 - ウ 第1段階支援及び第2段階支援においては、都道府県及び当該都道府県の区域内の市区町村（原則として指定都市を除く。）が一体的に応援職員を派遣すること。
- (6) (4)イのための応援職員は、総括支援チームを派遣するものであること。

<対口支援方式>

被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として1対1で割り当てることにより、担当する都道府県又は指定都市（以下、「対口支援団体」という。）を決定し、対口支援団体が基本的に自ら完結して応援職員を派遣することをいう。

2 被災市区町村応援職員確保調整本部の設置

総務省は、得られた情報を基に、関係団体と協議の上必要と判断した場合には、応援職員の派遣に関し、関係省庁等からの情報の収集、関係省庁等との情報の共有並びに総合的な調整及び意思決定を行うため、総務省及び関係団体で構成する被災市区町村確保調整本部（以下、「確保調整本部」という。）を設置する。

<確保調整本部の構成>

全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、総務省（事務局）

3 被災市区町村応援職員確保現地調整会議の設置

確保調整本部は、関係都道府県と協議の上必要と判断した場合には、次の各号に掲げる調整等を行うため、被災市区町村応援職員確保現地調整会議（以下、現地調整会議）を設置する。

- (1) 被災地域ブロック内を中心とした地方公共団体による応援職員の派遣に関する調整
- (2) 前号の規定により調整した事項の確保調整本部への報告
- (3) 現地における情報収集
- (4) 現地において収集した情報の確保調整本部への報告
- (5) 前各号に掲げるもののほか、応援職員の派遣に関して必要な調整

<現地調整会議の構成>

全国知事会、全国市長会、全国町村会、指定都市市長会、被災地域ブロック幹事県、被災都道府県、総務省（事務局）

4 総括支援チームの派遣

- (1) 災害マネジメント総括支援員等の登録、派遣

総務省は、平常時に、地方公共団体からの推薦を受けて、当該地方公共団体の職員を災害マネジメント総括支援員及び災害マネジメント支援員として名簿に登録し、当該名簿の管理を行う。

確保調整本部から協力の依頼を受けた地方公共団体又は被災市区町村から要請を受けた対口支援団体は、総括支援チームの派遣のための調整が完了次第、速やかに派遣するものとする。

5 応援職員の派遣に関する留意事項

地方公共団体は、応援職員の派遣に関し、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 活動に必要な資機材、応援職員の食料、宿泊場所及び交通手段の確保等については、可能な限り自己完結型で対応すること。
- (2) 派遣期間については、業務の習熟、引継ぎ等を考慮して調整を行うこと。

第10章 平時の取り組み

1 訓練等の実施

県が実施する定期的な防災訓練に、適宜、この計画の記載内容を取り入れ、実効性を検証するとともに、必要に応じて、この計画の見直しを図るものとする。

また、本計画の実効性を高めるためには、防災知識の豊富な職員の育成も必要であることから、国の研修制度の活用など、職員の育成環境の向上を図る。

2 市町における受援体制の整備支援

県は、市町において、国のガイドラインに基づき、県の受援計画との整合を図った上で、受援に係る体制が整備されるよう支援する。

3 自助・共助の促進

市町が応急対策や復旧等に必要な行政事務を実施していくためには、広域的な支援とともに、住民による自主的な避難所運営や、NPO、ボランティア団体等との連携が重要であり、県は、県民の防災意識の高揚と防災知識の普及を図るとともに、市町と連携し、平時からこうした取組が進むよう支援していく。